

情報提供

那医発第 363 号
令和 5 年 9 月 12 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「麻薬管理者及び麻薬研究者の年間報告について（依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）
.....記.....

沖 医 発 第 869 号
令 和 5 年 9 月 6 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 安里哲好



麻薬管理者及び麻薬研究者の年間報告について（依頼）

今般、沖縄県保健医療部より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

麻薬管理者及び麻薬研究者は、麻薬及び向精神薬取締法第 48 条及び第 49 条の規定に基づき、「麻薬年間報告（別紙様式）」により、毎年 11 月 30 日までに沖縄県知事へ届け出なければならないこととなっております。

また、麻薬管理者及び麻薬研究者は、麻薬を所有していない場合や使用実績がない場合も報告が必要となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、届出様式の電子データ及び記載例は、沖縄県衛生薬務課ホームページにも掲載しておりますのでご参照いただけますと幸いです。

記

沖縄県衛生薬務課ホームページ

（提出先のご確認・麻薬および向精神薬取締法関係の申請・届出関係資料等を以下の URL よりダウンロードいただけます。）

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/seikatsueisei/yakumu/mayaku-index.html>

- 麻薬管理者及び麻薬研究者の年間報告について（依頼）
（令和 5 年 8 月 28 日（保衛第 739 号））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：高良
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

麻薬小売業者
 年度 麻薬管理者 届出
 麻薬研究者

年 月 日

沖縄県知事 殿

麻薬業務所の所在地
 及び名称

届出者の住所
 及び氏名

免許の種類
 及び免許の番号

第47条
 麻薬及び向精神薬取締法 第48条 の規定により、次のとおり届け出ます。
 第49条

品名	前年の10月1日 現在の 所有数量	譲受数量	譲渡 施用数量 使用	当年9月30日 現在の 所有数量	備考

第4号様式（細則第4条第4号関係）

年間報告

麻薬小売業者
令和〇〇年度 麻薬管理者 届出
麻薬研究者

令和〇〇年〇〇月〇〇日

沖縄県知事 殿

「年間報告」の届出義務者は、麻薬施用者又は麻薬管理者である。
「施用者」又は「管理者」の個人の住所及び氏名を記載すること。

麻薬業務所の所在地 那覇市泉崎〇丁目
及び名称 〇〇病院

届出者の住所 那覇市〇×〇5-5-5
及び氏名 コーポ△△ 505号室
琉球 花子

免許の種類 麻薬管理者
及び免許の番号 第〇〇-〇〇〇号

※1 麻薬廃棄届により廃棄した数量及び事故のあった数量を備考欄に記載すること。
調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記載の必要無し。

※2 「譲受数量」欄には、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量を記載する。
入院患者から譲り受けて再利用する場合の麻薬の数量は、外数として（ ）書きで併記すること。

第47条

麻薬及び向精神薬

第48条

の規定により、次のとおり届け出ます。

第49条

品名	前年の10月1日現在の所有数量	譲受数量	譲渡施用数量	当年9月30日現在の所有数量	備考
(※1) MSJリゾ錠 10mg	150錠	200錠	225錠	110錠	廃棄 10錠 (R〇〇年〇月〇日届提出) 事故 5錠 (R〇〇年〇月〇日届提出)
アヘン末	20 g	0 g	10 g	10.5 g	秤量誤差調整 (R〇〇年〇月〇日 +0.5g)
(※2) デ10リツァMTリツァ 2.1mg	10枚	20枚 (8枚)	15枚	23枚	患者から譲受 8枚
塩酸リツァ原末	5 g	0g	1g (※)	4 g	(※) 原末1gから 10倍散10gを製剤
塩酸リツァ10倍散 (自家製剤)	4.5g	10g (※)	12.5g	2g	(※) 原末1gから 10倍散10gを製剤
(※3) ケタリ筋注用500mg	10.3 mL	20 mL	15.6 mL	14.7 mL	

※3 ケタミンなどのバイアル製剤は分注して使用することが多いことから、バイアルの本数単位ではなく、mL単位に換算して記載すること。(麻薬帳簿における管理もmL単位で管理すること。)



保衛第 739 号
令和 5 年 8 月 28 日

一般社団法人沖縄県医師会長
一般社団法人沖縄県歯科医師会長
公益社団法人沖縄県獣医師会長

殿

沖縄県保健医療部長
(公印省略)

麻薬管理者及び麻薬研究者の年間報告について（依頼）

日頃より、本県の麻薬行政の推進について、御理解御協力いただき感謝いたします。

さて、みだしのことについて、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）及び麻薬研究者は、麻薬及び向精神薬取締法第 48 条及び第 49 条に規定される事項について、「麻薬年間報告（別紙様式）」により毎年 11 月 30 日までに沖縄県知事へ届け出なければなりません。

つきましては、貴会会員に対し年間報告について、御周知くださるようお願いいたします。

【注意】

※麻薬を所有していない場合や使用実績が無い場合でも報告が必要です。

※届出様式の電子データや記載例は、沖縄県衛生薬務課ホームページに掲載しております。御参照下さい。

ホーム > 健康・医療・福祉 > 医療 > 認可・届出関係 > 麻薬及び向精神薬取締法関係の申請・届出について > 麻薬の年間報告について

【担当】

衛生薬務課薬務班 池原、泉水

TEL:098-866-2055 FAX:098-866-2723

保衛第738号
令和5年8月30日

(一社) 沖縄県医師会長
(一社) 沖縄県歯科医師会長
(公社) 沖縄県獣医師会長
(一社) 沖縄県薬剤師会長

殿

沖縄県保健医療部長
(公印省略)

麻薬取扱者免許証の有効期間の周知等について（依頼）

日頃より、本県の麻薬行政の推進に御理解御協力いただき感謝いたします。

みだしのことについて、麻薬取扱者（麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、麻薬小売業者）の免許の有効期間は、麻薬及び向精神薬取締法第5条の規定に基づき、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとなっています。

有効期限切れの免許では麻薬を取扱うことはできず、もし無免許状態で麻薬を所持、保管、患者に対し施用、譲渡などを行った場合は、重大な麻薬及び向精神薬取締法違反として捜査対象になることもあります。

つきましては、貴会会員に対し、所有する免許が年末に有効期限を迎える方については、年内の早い時期にすみやかに下記手続を行うよう、御周知くださるようお願いいたします。

なお、手続については、麻薬業務所の所在地を管轄する保健所へ令和5年11月24日（金）まで、もしくは各保健所が設定する締切日までに提出をお願いします。

記

1 免許（法第3条関係）

令和6年1月1日以降も引き続き麻薬を取り扱う場合、麻薬取扱者の免許申請（別添参照）が必要です。

※ 麻薬取扱者の免許は更新制ではなく、その都度の許可になります。

2 免許証の記載事項の変更届（法第9条関係）

現在所有する免許証の記載事項に変更がある場合、変更後15日以内に麻薬取扱者免許証記載事項変更届（別記第5号様式）を提出し、その後、新規の免許申請を行ってください（この手続きを同時に行っても構いません）。

3 業務廃止等の届出（法第7条関係）

免許の有効期間中（有効期間満了日を含む。）に業務又は研究を廃止する場合、廃止後15日以内に麻薬取扱者業務廃止届（別記第3号様式）と麻薬取扱者免許証を提出して下さい。なお、当該業務所又は研究所に麻薬取扱者が1名しかいない場合は、麻薬所有高届（別記第9号様式）も合わせて提出して下さい。詳細につきましては管轄保健所までお問い合わせ下さい。

4 免許証の返納（法第8条関係）

免許の有効期間満了後15日以内（翌年の1月15日まで）に麻薬取扱者免許証返納届（別記第4号様式）と麻薬取扱者免許証を提出して下さい。免許の有効期間満了に伴い、令和6年1月1日以降の免許を受けた場合はこちらを提出して下さい。

※ 申請様式及び記載例は、沖縄県衛生薬務課ホームページに掲載しておりますので、ご参考下さい。

【担当】保健医療衛生薬務課薬務班 池原、泉水
TEL 098-866-2055、FAX 098-866-2723

麻薬施用者、麻薬管理者

- ① 麻薬施用（管理）者免許申請書（別記第1号様式）
- ② 診断書（第2号様式）（※申請日から1ヶ月以内に作成されたもの）
- ③ 申請手数料 ¥4,000（沖縄県収入証紙により）
- ④ 現在持っている麻薬施用者（管理者）免許証の写し
- ⑤ 資格を証明する書類（医師免許証等）の写し

麻薬小売業者

- ① 麻薬小売業者免許申請書（別記第1号様式）
- ② 診断書（第2号様式）（※申請日から1ヶ月以内に作成されたもの）
※ 法人の場合は業務を行う役員全員の診断書
- ③ 薬局開設許可証の写し
- ④ 申請者が法人又は団体であるときは、麻薬関係業務を行う役員についての組織図
- ⑤ 麻薬保管庫の位置を示す見取り図（薬局の平面図に麻薬金庫設置場所を明示）
- ⑥ 麻薬保管庫の構造・設備を示すもの（寸法、重量又は固定方法、施錠方法がわかるもの。⑤の平面図に記載しても可。）
- ⑦ 申請手数料 ¥4,000（沖縄県収入証紙により）

麻薬卸売業者

- ① 麻薬卸売業者免許申請書（別記第1号様式）
- ② 診断書（第2号様式）（※申請日から1ヶ月以内に作成されたもの）
※ 法人又は団体の場合は業務を行う役員全員の診断書
- ③ 申請者が法人又は団体の場合、「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類（登記簿謄本、定款、麻薬関係業務を行う役員についての組織図）
- ④ 薬局開設許可証（又は医薬品販売業許可証）の写し
- ⑤ 薬剤師免許証の写し（※ 原本も提示して下さい。）
- ⑥ 麻薬貯蔵施設の位置を示す見取図及び当該施設の構造・設備を示すもの
- ⑦ 申請手数料 ¥14,800（沖縄県収入証紙により）

麻薬研究者

- ① 麻薬研究者免許申請書（別記第1号様式）
- ② 診断書（第2号様式）（※申請日から1ヶ月以内に作成されたもの）
- ③ 履歴書
- ④ 研究計画書
- ⑤ 麻薬研究施設の設置者の研究同意書
- ⑥ 麻薬貯蔵施設の位置を示す見取図及び当該施設の構造・設備を示すもの
※ 保管庫の構造設備は具体的に示すこと（重量の記載あるいは「調剤棚にボルトで固定」等を記載する）
- ⑦ 麻薬研究施設の概要
- ⑧ 申請手数料 ¥4,000（沖縄県収入証紙により）
※ 上記③～⑦の書類等は、（1）学術研究上麻薬を必要とするか否か、（2）保管・管理上問題があるか否か等書類審査を行う際の資料として用いられます。

※ 申請様式及び記載例は、沖縄県衛生薬務課ホームページからダウンロードできます。

（ホーム）> 健康・医療・福祉 > 医療 > 認可・届出関係 > 麻薬及び向精神薬取締法関係の申請・届出について > 麻薬の年間報告について）

（注意）裏面もあります。

【留意事項】旧姓又は旧漢字の取り扱いについて

結婚等により医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師籍（以下「医籍等」）の氏名の変更をしたが、業務上、旧姓を使用したい。

また、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師免許証（以下「医師等免許証」）の氏名の漢字が旧漢字等だが、業務上は常用漢字等を使用したい場合には、下記のとおり取り扱いいます。

記

基本的には、麻薬免許証の氏名は医師等免許証（免許証を書き換えていない場合は医籍等）に記載されている氏名のとおり記載しますが、旧姓や常用漢字等、医師等免許証又は医籍等に記載されている氏名又は漢字以外を使用したい場合は、麻薬免許証に、医師等免許証上の氏名及び業務上使用する氏名又は漢字を併記して発行します。

併記を希望する場合は、申請書の氏名欄には以下のとおり記載してください。

例1）結婚して姓が田中から鈴木になったが、業務上、旧姓（田中）を使用する場合。
申請書の氏名欄： 鈴木 ○○（田中 ○○）

例2）免許証上は、「齋藤」だが、業務上、「斉藤」を使用する場合。
申請書の氏名欄： 齋藤 ○○（斉藤 ○○）

※ 申請書をパソコン等で作成する際に、漢字が印字されないときは、当該部分を手書きして申請してください。

※ その他ご不明な点については、お問い合わせ下さい。

【参考】

- ・麻薬施用者免許証の旧姓記載について（平成26年7月17日付け薬食監麻発0717第1号）
- ・麻薬等関係質疑応答集 Q129（平成21年3月厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課）